

雑誌『中学世界』にみる独学情報

三上敦史

学校教育講座

Self-Education Information as seen in the Journal Chugaku-Sekai

Atsushi MIKAMI

Department of School Education(Japanese History of Education), Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

はじめに

近代日本の代表的な教育関係雑誌の一つに『中学世界』がある。タイトルから明らかなように中学生あるいはそれに準ずる青少年を主たる読者とした雑誌で、出版時期は1898年9月号[第1巻第1号(以下, 1-1のように略記)]から1928年3月号[31-5]と31年にもわたって発行された。記事の内容は多岐にわたるが、中学生のみならず、中学校程度の学校だった師範学校・実業学校などの在学者・卒業生や、主に経済的な事情から中学校へ進学できない(あるいはできなかった)者を主たる対象とする記事が頻繁に見られる点が大きな特徴である。

同誌については、既に菅原亮芳の行った分析がある。菅原によれば、「中学生としての教養・啓蒙記事を情報化する一方で、受験雑誌としての性格を抱き、さらには1920年代には、非学歴者のための学歴取得の方法を教授する雑誌となって」^{*1} いった。具体的には、「非学歴者の学歴取得装置としての検定試験受験者への独学情報」^{*2} に加え、「苦学生のための案内が多数掲載され」、「夜間中等学校の記事も出る」ようになるという。これは非常に興味深く、また優れた分析であるが、あまたある教育関係雑誌の解題の一つとして執筆されたものであって、紙幅の関係からこれ以上の掘り下げはなされていない。

これまで夜間中学、官費の文部省所管外学校、中学校程度の学校認定など、非正規の教育機関について歴史的に研究してきた私としては、「学歴取得装置として」ではない独学情報のありように、非常に興味を覚える。例えば、鉄道教習所、通信講習所・通信官吏練習所など、学歴不問で受験でき、官費で中等・高等段階に相当する教育を受けられ、所管の省内限定で事実上の中等・高等学歴を付与した教育機関に関する情報。雇員採用試験・文官試験など学歴取得にはつながらないが職業に直結する情報。当然、こうした情報も独学

情報の中に含まれるであろうが、『中学世界』はこれらをどのように取り扱ったのであろうか。そして、その歴史的な変化はどのようなものだったのだろうか。これが本稿で明らかにすべき課題である。そしてそれは、中学校に進学できなかった青少年の目に『中学世界』がどのように映じていたのかを明らかにする作業でもある。

ところで、独学情報といっても辞書的な定義があるわけではない。そこで本稿では、独学者(この場合は中学校卒業程度の学歴を持たない者)およびその予備軍が独学を進めるうえで重要視した情報だと考え、以下の記事について考察を進める。

独学の必要性、心構えなどを説く精神講話。すなわち、独学はどのように語られているか。

中等学歴およびそれと同等の資格を取得する方法を示す教育情報。中学校卒業程度の資格を認定する専門学校入学者検定試験(専検)、実業学校卒業程度の資格を認定する実業学校卒業程度検定試験(実検)のみならず、文部省所管外学校(その多くが受験資格不問かつ官費) (表1)、文官試験・教員検定(表2)などの情報を含む。

さらにそれは学校・検定の内容紹介や受験案内と、実際の試験問題およびその解答・解説とに二分できる。

就職後に部内教育機関で行う学習によって、中等学歴を持つ者と同等以上の待遇へとキャリアアップできる進路を示す就職情報。具体的には、鉄道省・通信省や軍隊など。

これらの記事について、巻(=発行年)ごとの掲載数を数えると表3のようになる。掲載数の増減を見ると、創刊から1905年、1906年から1917年、1918年から

表1 『中学世界』刊行時期に存在した主な官費学校

学校名	所管	程度	受験資格、卒業によって付与される特典等
師範学校	道府県等	中等	中学校相当の学歴と、小学校本科正教員免許状を授与。
高等師範学校	文部省	専門	専門学校相当の学歴と、師範学校中学校高等女学校教員免許状を授与。受験資格は師範学校・中学校の卒業者に限定。1926年から専検合格者も可。上級学校として文理科大学が存在。
鉄道省教習所	鉄道省	大学・専門	1920年新設、部外受験者は中学卒業等に限定。1926年廃止。
鉄道局教習所	鉄道省	専門・中等	1921年に新設。中等部は部外受験可。専門部は鉄道省教習所廃止を受けて1925年に設置したもので、受験資格不問だが部外受験不可。
東京郵便電信学校	通信省	専門	受験資格不問。1905年に部外募集を中止し、通信官吏練習所と改称。1909年に部外募集を再開し、通信官吏練習所と改称。
通信局通信講習所	通信省	中等	1921年に新設。普通科卒で雇員を経て判任官、高等科卒で判任官に。
商船学校	通信省	専門	受験資格不問だったが、1925年に文部省に移管して専門学校化（東京高等商船学校）したため中学卒業等に限定。官費制度は移管後も維持。
水産講習所	農商務省 (注1)	専門	受験資格不問だったが、1911年から中学校・水産学校の卒業者に限定。1922年以降、中学4年修了者、専検・高検・実検の合格者も受験可。
陸軍士官学校	陸軍省	専門	部外からの受験資格は中学卒業者に限定（兵卒からは学歴不問で受験可）。1917年から受験資格不問。上級学校として陸軍大学校が存在。
(下士官養成の学校)	陸軍省	中等(注2)	(多数存在するが、煩雑になるため省略)
海軍兵学校	海軍省	専門	受験資格不問（1899年のみ受験資格を中学校卒業者に限定）。上級学校として海軍大学校が存在。
海軍機関学校	海軍省	専門	受験資格不問。
海軍経理学校	海軍省	専門	受験資格不問。
(下士官養成の学校)	海軍省	中等(注2)	(多数存在するが、煩雑になるため省略)

(注1) 1925年4月1日以降は農商務省の分離（農林省，商工省）に伴い，農林省の所管。

(注2) 下士官は判任官（中学校卒業程度で付与）であったこと，中等以上の学校卒業者は一年志願兵などで下士官以上の階級につけたことを考えあわせると，独学者にとっては実質的に中等程度の官費学校であった。

表2 『中学世界』刊行時期に存在した主な資格試験・検定試験

	試験名（一般的な略称）	実施程度	創設年	合格者に付与される特典のうち主要なもの
文 官 任 用 等	雇員資格試験（雇資）	中学校3年修了	1903年	雇員への任用資格。
	普通試験（普文）	中学校卒業	1887年	普通文官への任用資格、高文予試の受験資格。
	高等試験令第七条試験（高資）	中学校卒業	1918年	高文予試の受験資格。
	高等試験予備試験（高文予試）	高等教育修了	1893年	高文の受験資格。
	高等試験（高文）	高等教育修了	1887年	高等文官および普通文官への任用資格。
進 学 ・ 就 職	専門学校入学者検定試験（専検）	中学校卒業	1903年	専門学校・高等学校の受験資格。 文検の受験資格。 高文予試の受験資格（1905年～）。 普通文官への任用資格（1918年～）。 高等師範学校の受験資格（1926年～）。
	高等学校高等科入学資格試験（高検）	中学校4年修了	1919年	高等学校の受験資格。 専検受験の際の科目免除（生物のみ）。
	実業学校卒業程度検定試験（実検）	実業学校卒業	1925年	実業学校卒業に伴う特典（学科によって差異あり）。 実業専門学校のみの受験資格（～1927年）。 専検と同じ特典（1928年～）。
教 員	文部省師範学校中学校高等女学校 教員検定試験（文検）	高等師範学校 卒業	1885年	当該学校の教員免許状。 高等学校教員検定（高教検）の受験資格。
	小学校本科正教員（小本生）検定試験	師範学校卒業	1886年 (注)	当該学校の教員免許状。 文検の受験資格。 専検と同じ特典（1926年～）。

(注) 文部省令第12号「小学校教員免許規則」で検定の実施について規定。具体的な試験内容は各府知事県令が決定。

表3 独学情報の掲載件数(巻=発行年ごと)

巻(年)	精神 講話	教育情報		職業 情報	計	独学関係の主な制度新設・改正
		紹介	試験			
1(1898)	0	0	1	0	1	
2(1899)	1	0	3	0	4	中学校令改正、公立中学校の増設を許容する方針に転換。
3(1900)	1	4	3	0	4	
4(1901)	0	1	3	0	4	
5(1902)	0	1	4	0	6	高等学校大学予科入学試験規程。中卒以外には予備試験を課す。
6(1903)	1	7	5	0	12	専門学校令施行、受験資格を中卒限定とし、専検を創設(無試験検定;専
7(1904)	1	11	6	1	19	検指定もあり)。高等学校・大学予科の予備試験を廃止。
8(1905)	2	2	4	0	8	文官試験規則改正。専検合格者に高文予試の受験資格。
9(1906)	2	18	3	1	24	
10(1907)	7	17	13	1	38	
11(1908)	4	16	9	1	30	
12(1909)	8	20	10	0	38	
13(1910)	8	19	11	0	37	
14(1911)	8	14	8	0	30	水産講習所が入所資格を中卒・水産卒に限定(1922年から検定合格者も可)。
15(1912)	5	19	9	0	33	
16(1913)	0	22	11	0	33	文官任用令改正。私立中学校卒業者に判任官資格。
17(1914)	1	18	11	0	30	
18(1915)	0	5		0		
19(1916)	1	13	8	1	23	陸軍士官学校が部外者の受験資格から学歴撤廃(1897年より中卒限定)。
20(1917)	2	12	11	0	25	高等試験令施行、受験資格を中卒・専検合格者に限定、高資を創設。
21(1918)	2	33	26	1	62	普通試験令施行、専検・高資合格者に判任官資格。
22(1919)	9	32	11	0	52	高等学校令施行、中学4年修了者に高等学校高等科の受験資格。
23(1920)	10	42	16	4	72	高検を創設。
24(1921)	10	20	10	6	46	鉄道省教習所を設置、部外からも受験可。
25(1922)	20	21	9	0	50	鉄道局教習所・通信講習所を設置、部外からも受験可。
26(1923)	9	10	5	0	24	帝国議会で夜間中学公認に関する議論を開始。
27(1924)	11	16	6	0	33	実業卒・小本正(英語)取得者を専検指定。専検が科目合格制に変更。
28(1925)	12	27	4	0	43	商船学校を文部省移管(専門学校)。受験資格制限するも官費制度は維持。
29(1926)	8	7	7	0	22	小本正取得者すべてを専検指定。専検合格者に高等師範学校の受験資格。
30(1927)	0	19	15	0	34	鉄道省教習所を廃止。
31(1928)	1	32		0		実検合格者を専検指定。

「教育情報」のうち、「紹介」は学校・検定の内容紹介や受験案内を、「試験」は実際の試験問題およびその解答・解説を示す。

「試験」については、学校ごとに1と数える(同一学校の分割掲載はあわせて1)。

は頁欠落により件数不明。

1922年、1923年から終刊という4期に分けられる。

以下、この時期区分に従って、記事の内容を分析する。

1. 第1期における独学情報

1898年[第1巻]から1905年[第8巻]が第1期である。独学情報の掲載数はごく少なく、年に数件から十数件程度で、職業情報は皆無に近い。のみならず、独学情報の取り扱い方、あるいは独学の概念に、後の時代との大きな差違が認められる。

主筆は創刊の1-1から8-6までが上村貞子、8-7からは巖谷季雄である。ほぼ上村の方針で編集がなされた時期といつてよい。

まず掲載数だが、1904年[第7巻]を除けばわずが一桁。内容はほとんどが教育情報であり、さらにそのほとんどが海軍兵学校・海軍機関学校・商船学校・水産講習所という海軍がらみの文部省所管外学校に関する記事である^{*3}。

それらについても、経済的なことについては、「貸費生となれば一ヶ月凡金八円を給与す。故に父兄は学資の煩を受けず晏然袖手卒業の期を待つべし」(3-6; 馬場信倫(商船学校教諭兼中央気象台技師)「海事教育奨励と商船学校」)、「本校に於ては授業料を採集せず、加ふるに実習研学の為め地方に出張を命ずるの際は、其往復旅費の実費を支給し、且つ実習及実験に要する材料器具機械等は一切之を貸付もしくは使用せしむる等、学生のため、非常に便宜を与へて居る」(7-3; 水原新之助(水産講習所長)「水産学の研究につき」)とある程度で、後の時代のように独学情報としての惹句をまとい、経済的事情に恵まれない者にとって好適な進路であることを指摘しようという情熱には薄い。推測するに、これらは官費学校という点に注目して掲載しているのではなく、高等学校との併願者が多く、その高等学校に先駆けて入試が実施されるため、力試しとして掲載しているというのが理由ではあるまいか。ただし、1903年に創設されたばかりの専検の問題をさっそく掲載している(6-9, 6-10)点は注目に

値するけれども。

また、「独学」と銘打った記事がほとんど登場しないことにも注意が必要である。2 - 15；久津見息忠「独学の必要」、8 - 9；寺田勇吉「師授と独学」のわずか2件。いずれも精神講話である。

前者は、独学を「学校教育の補充として己自からなす所のもの」「毫も学校教育に備らずして、全く始より己自から己を教育するもの」の二つであるとし、それらに「難易の差」や「甲乙」はないと述べる。独学とは、学習における自発性・積極性の意味であって、現代的な理解からは懸隔がある。

後者は、まず「僅に奨学教育を終るや否や、早く既に父兄の助手として家業に従事すべき運命を有し、復た修学の便を得ざるもの」「或は一たび中学に入るも、中途にして退学し、衣食の為に奔走せざるべからざるの事情に遭遇するもの」であっても、現代は「法律政治経済を初め、其他凡百の学科、概ね講義録の発行あらざるはなく、又独学者の繙読を目的とした著作物少からず」「能く小閑を以て此等の講義録を繙き、遂に高等文官及普通文官試験、判事、検事、弁護士試験に及第し、若くば小学校中学校師範学校等の教員検定試験に合格したる者を観ること少しと為さざるなり」という時代なのだから独学に努めるべきだと指摘する。さらに、「今日の学校教育は個人の特長を無視するの弊」があるので、これを避けるには独学しかない説く。すなわち、苦学の一つとしての独学と、個性尊重のためのオルタナティブとしての独学があるということになる。

同時に、「苦学」と銘打った記事も少なく、3 - 1；「名流苦学談」、7 - 16；勝間舟人「苦学生の話」、8 - 1；前澤初治「米国の苦学生」の3件のみ。

著名人10名に取材した「名流苦学談」では、「労働しながら学んだ」者は1名（洋画家・小山正太郎）に過ぎず、7名は「辛苦して学んだ」者、残る2名は苦学談などないということでも全く関係の話をしている（東京帝大総長・菊池大麓、陸軍大佐・福島安正）。

しかし、「苦学生の話」は、新聞配達をしながら麻布中に通う生徒の話。「米国の苦学生」は、住み込みの使用人として働きながら通学する事例や、学生アルバイトの内容に関する紹介で、いずれも経済的事情による苦学の話である。こうしてみると、「苦学」は辞書さながら、まさに二通りの解釈によって捉えられていることがわかる。

職業情報についても、記事は7 - 15；「職業の要訣」のわずか1件。軍人、医師、外交官・領事官、海運業、水産業、鉄道業、中等教員といった独学者にも開かれている資格職業が散見されるのみである。

以上のことからすれば、第1期にあってはそもそも独学情報を積極的に作成し、伝達しようという情熱に欠けていると考えるのが妥当であろう。下世話な言い

方をすれば、独学情報が商売になるとは考えられていなかったということである。

2. 第2期における独学情報

1906年〔第9巻〕から1917年〔第20巻〕が第2期である。この時期は掲載数が急増し、毎号2件のペースとなり、「独学」「苦学」を冠した記事が増えている。ただし、増加するのは精神講話と教育情報であり、職業情報は依然としてほとんど掲載されない。

主筆は、第15巻までが巖谷季雄、16 - 1 ~ 16 - 3が西村恵次郎、16 - 4 ~ 20 - 9が長谷川誠也、20 - 10以降が藤五郎である。巖谷・長谷川の方針により、一定数の独学情報が掲載された時期とするのが妥当だと思われるが、実際のところは不明である。

この時期の特徴の第一は、独学の目的・目標が中学校程度の教育内容にほぼ限定されることである。その範疇からはずれぬものは、10 - 8；武田桜桃「独学失敗録」しかない。この記事は、攻玉社・三田英学校などを渡り歩いたのち、新聞記者を目指して独学生活に入った若かりし日々の回想である。しかし、この記事でさえ、独学者は「其実力はいかにあるとしても、卒業証書と云ふものがない」「資格に乏しい」などと指摘した上で、以下のように結ぶ。

既に学府の東京と云ふ以上、学資あり家庭に係累菜い、什麼しても学校教育を踏むの必要がある、体育に於て、智育に於て、徳育に於て平等の発達が見られるし、第一社会へ出て信用を得るの径捷であるから、強ちに独学を排するのではないが、学校教育は殊に必要であると云ふ事を告げて、此稿を結ぶ事とする。

独学も学校教育に準ずる内容（具体的には中学講義録）を選び、可能であれば検定試験に合格して資格を取るべきだということを婉曲的に述べていると読めなくもない。だとすれば、これも中学校程度の教育内容のすすめということになる。

また、同じ理由で文部省所管外学校への注目も始まる。学校教育の形態をとり、官費で学ぶことができ、当該省庁限定とはいえ中等・高等学歴を認定して処遇してくれるのであるから、独学者の進路としては申し分ない。一例として、12 - 2；「金を呉れる学校 通信伝習所養成所」を挙げよう。ちなみにこれは、1921年に発足する逓信講習所の前身である。

金満家の子弟には強いてお勧めはしない。余財を学費にして学ぶなら、この位結構なことはないが、これから自活して行かう、せねばならぬといふ人、親の脛を嚙って行けぬ人、嚙らずに独立独行しやう

といふ人に案内するのである。(中略)でこの養成所の目的といふのは、電信屋さんを拵えるのだ。電信屋さんといふのはどんなのかといふと一寸考へると赤線のお仕着せを着て、『電報!』と叫んで電信の配達をする者のやうだが、あれは集配人といって労働者の類だ お役人様である。(中略)腕次第で高等官にも局長にも課長にもなれるのだ。但しお金を呉れて、養成されるのだから、義務として二年間は通信部内に奉職しなければならぬことになっている。(中略)それにお務めの余暇に英語や数学を少しやって置けば、尚出世の道はある。それは通信官吏練習所といふのがあって、(中略)要するに官吏となって、一生身を立てやうといふ人の為めには、最も近道で、そして安心して学ぶことの出来る学校としては、これ以外にはない。

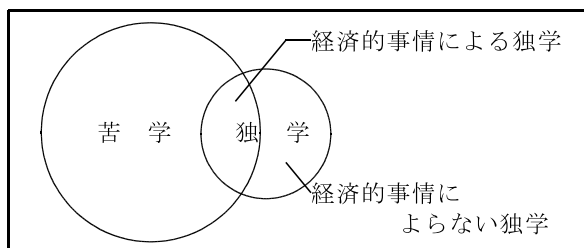
特徴の第二は、独学を行うに至る理由が経済的事情に限定されるということである。すなわち独学は苦学に内包されるといってよい。

そもそも独学とは何か。経済的に恵まれないためやむを得ず独習する意味合いを感じる向きもあるだろうが、それは独学ではなく苦学である。手許の『岩波国語辞典』第6版(2000年)には、以下のようにある。

- 苦学** 働いて学費を稼ぎながら学校に通うこと。
 「 生 」もと、苦勞を重ねて学ぶ意。
独学 先生につかず、ひとりで勉強すること。
 「 資格を取る 」

両者は共通する場合もあるが、別の概念である。例えば、大学受験の一助として英会話をラジオ講座で学んだ(本格的に使えるようになる必要はない)とか、1970年代にコンピュータの操作を学んだ(習おうにも教えてくれる機関や人がない)といったものも、独学と称することができよう。概念図を示せば、図1のようになるであろう。

図1 独学と苦学の関係(一般的な理解)

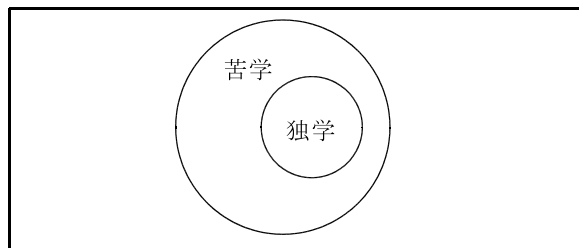


この時期においては、そうした多様な独学に関する言説は登場しなくなる。第1期には、学校教育の補充として自習すること、個性尊重のため学校に通わないことなど、現在の理解では独学の範疇に入るかどうか

疑問なものまでも独学として論じられていたのとは対照的である。

すなわち、第2期以降、独学と苦学は図2のようなものに変質するのである。

図2 独学と苦学の関係(第2期以降)



一口に苦学といっても、その内容は様々である。フルタイムの労働につく夜学生、といったあたりが苦学のイメージだろうが、第1期の頃から、新聞配達、牛乳配達、納豆売りなどをしながら昼間の中学校に通学する者の存在は指摘されている(7-16; 勝間舟人「苦学生物語」)。それより苦しいのが夜学生で、そしてさらに苦しいのが夜学に通うための学資さえも捻出できない独学者ということになる。要するに「苦学の中の苦学」が独学という位置づけに変化したといえよう。

しかし、そうした独学者に向けた記事の商品価値というについては、まだ半信半疑だったようである。11-11から連載を開始した島貫平太夫「苦学顧問」(号によっては「苦学問答」「独立自給苦学問答」)は、15-16で途絶えてしまう。独学・苦学を続ける者を取り込もうとするなら、目標、学習法などの適否について指針を与えるQ&A式のこの欄の持つ意義は大きい。理由を明らかにせぬまま中断する点からは、独学者はさほど重要なターゲットではないと判断されていたとも考えられる。

そのことと関連すると思われるのが検定試験の取り扱いである。検定試験の問題や受験体験記の掲載数も、第1期に比べれば相当増加している。初登場は9-4;「各種試験手引」だが、取り上げているのは、高等試験、外交官及領事官試験、専験、一年志願兵試験、判検事試験、弁護士試験、文検、医術開業試験。また、同号は「高等文官受験苦心談」と題する受験体験記も掲載している。いずれも『中学世界』が取り扱う独学情報としては(専験・一年志願兵を除き)水準が高い。検定試験を受けるのは主に独学者であろうが、中学校に進めなかった独学者が挑むにはやや高すぎる目標である。想定されている独学者像は、中学校卒業後の学資が続かず、高等教育段階の独学を行う者であり、そもそも中学校に進めなかった者への配慮はごくわずかだといえるだろう。

3. 第3期における独学情報

1918年[第21巻]から1922年[第25巻]が第3期である。掲載数はさらに増加し、毎号3～4件のペースとなる。ただし、この時期も大きく増加しているのは教育情報であって、精神講話はさほど増加していない。職業情報も他の時期と比較すれば相対的に多いものの、ペースとしては時折掲載されるという程度であって、掲載数自体が大きく伸びているとはいえない。内容の傾向は変わっていないといえる。

主筆は24-5までが藤五郎、24-6以降が白石実三である。独学情報が激増した理由は、藤の方針と見て間違いのないだろう。自らも中学校を退学した経験を持つ藤は、1925年に『教育週報』を創刊した教育ジャーナリストであり、夜間中学公認運動を牽引した人物である^{*4}。

この時期の大きな特徴は、独学情報が特集を組むべき重要なカテゴリーの一つとなることである。そのことは端的にタイトルで確認できる。例えば以下のよう

- ・21-4; JH生「病と貧と戦ひ商船学校入学試験に合格したる記」
- ・21-5; 北條時敬(学習院長)・大島正徳(帝大助教授)・亘理章三郎(高師教授)・永田桐(力行会長)「学力優等にして学資乏しき青年・学資豊かなるも学力劣れる青年の進路」
- ・21-5; 「全国奨学資金一覧表」
- ・22-7; TY生「苦学生の受験...水産講習所受験記」
- ・22-10~23-9; (連載企画)「苦学生の歩める道」
- ・22-14; KF生「中学に学ばず日傭稼を為しつゝ海軍兵学校に優等合格者の自伝」
- ・24-3; 「小学教員となって...四高合格記」

単に独学・苦学という語を使うだけでなく、それを前面に打ち出すのは一般の中学生に奮起を促す目的(こんなに恵まれない者でもこんなふう成功を収めることができる、いわんや...)もあるかもしれないが、それ以上に『中学世界』を手にとる独学者への惹句であるはずである。

その傍証として、24-15からは「苦学相談」が連載されることを挙げられよう。第2期における「苦学顧問」の復活ではあるが、復活は新設より難しい。かつてとは異なり、独学・苦学に関する情報を流すことの重要性が意識された(あるいは商売になる判断したことの結果であることは疑いない)。

第二に、「独学青年職業学生」(あるいは逆順で「職業学生独学青年」という表現が一般化し、その特集記事が発生することである。具体的には、以下のよう

ある。

- ・25-4; 本紙記者「職業学生独学青年よ新設夜間中学に來れ！」
- ・26-8; 「職業学生独学青年の新活路新設夜間中学開設」
- ・26-10; 記者「職業学生独学青年新苦学生組合を紹介す」
- ・27-1; 「独学青年職業学生の活路、専検案内」
- ・27-3; 「職業学生独学青年の活路福音/(一)苦学生新職業案内/(二)高検案内/(三)苦学案内」
- ・27-1; 裕々生「独学青年職業学生のために新専検法開かる」
- ・28-2; 二村生「改定されたる専検新受験法(独学生職業学生の活路)」
- ・28-8; 「職業学生独学青年の新活路苦学に便利な中等諸学校」
- ・28-13; 「夜間中等学生必読独学青年職業学生の新活路開く」
- ・29-11; 「全国独学青年職業学生救済所案内」
- ・29-13; 「独学青年職業学生師範二部の門戸開かる」

「独学」と「職業」とは、語の本来の意味からすれば直接の関係はない。しかし、既に指摘したように、第2期以降、独学は「苦学の中の苦学」として認識されるようになった。最も恵まれないのが「独学青年」、次いで「職業学生」という価値判断が読者の間で広く共有されていることを前提に登場した用語法であろう。

第三に、師範学校・実業学校の卒業生(および在学者)が一般の(すなわち小学校卒業の学歴しかない)独学者に次いで恵まれない階層として注目されるようになることである。

これには若干の説明が必要だと思われる。師範学校の場合、制度的には一貫して中学校と同等以上の取り扱いを受けてきた。特に1903年に「専門学校令」が施行された際には、ただちに同令に基づく学校指定(専検指定)を受けており、明白に中学校と同じ取り扱いを受けることになっており、独学者などということとはできない。のみならず、師範学校の卒業生は小学校本科正教員免許状(小本生)の免許状を授与されたし、「六週間陸軍現役」^{*5}で兵役を済ませることもできた。その意味では、中学校卒業生よりメリットが大きいとも言えそうである。

しかし、現実にはそうではなかった。師範学校のカリキュラムは、中学校に比べれば教職科目や実習に割く時間が多く、高等普通科目を存分に学ぶことはできなかった。いきおい高等学校・専門学校を受験しようとしても、中学校卒業生との間には大きな学力差があ

る。のみならず(これが決定的だが)師範学校の卒業者は卒業後に奉職義務を課されていた。上級学校進学の資格はあるものの、自由に受験することなど現実には不可能である。そうしたければ、卒業までに官給された費用を一括弁償するほかない。奉職義務に抵触しない(開始を延期できる)進学先として高等師範学校・実業教員養成所などの教員養成諸学校^{*6}が存在していたが、そこでは入学試験で中学校卒業者の後塵を拝さねばならなかった。そして、進むべき職業生活といえは、「一生を片田舎の村夫子」(21-6; (マ マ) (マ マ) × 県師範学校生徒)「或る師範生の悩み」)として薄給に甘んじなければならぬことは周知の事実であった。すなわち独学者ではないが、そもそもそれと同等の経済的事情で師範学校にしか進学できず、また独学者と同様に将来に不安を抱く存在として師範学校の在学者・卒業者が見出されたのである。

実業学校の場合は、師範学校と同様に専門科目の学習に重点を置くためアカデミック科目の学習に難があったのはもちろんだが、そもそも制度的に中学校・師範学校との間に差がつけられていた。上級学校進学を志しても、実業学校には専検指定(限定指定)しか与えられておらず、同種の実業専門学校の受験資格しか与えられていなかったのである^{*7}。実業学校が専検指定を受け、その卒業者が中学校卒業者と同等に取り扱われるのは1924年のこと。それまでの間、高等学校・専門学校を受験しようとした実業学校卒業者は、専検・高検に合格しなければならなかった。すなわち文部省所管の正規の中等教育を終えたにもかかわらず、同種の実業専門学校以外への進学を志した瞬間から、独学者たらねばならない存在だったのである。

こうした「発見」の成果は、23-3の「受験準備」増刊号に現れている。同号から中学校卒業生以外を主対象としていると考えられる記事を抜粋すれば、以下のようになる。

- ・23-3;「各学校の学費を報ずる書」(高等師範学校、商船学校を含む)
- ・23-3;記者「実業学校卒業生の入学し得る学校」
- ・23-3;記者「中学四年修了程度とは」
- ・23-3;記者「師範卒業生の進路」
- ・23-3;記者「帝大の選科に入学するには」^{*8}
- ・23-3;記者「本年度の専門学校入学者検定試験」
- ・23-3;記者「本年度初の高等学校入学資格試験」
- ・23-3;YS生「家業を助けつゝ東京、大阪両高工合格記」
- ・23-3;知思生「完全に中等教育を受けぬ受験生へ」

(実業学校卒業生による実業専門学校受験体験記) 師範学校・実業学校の在学者・卒業者が、独学者に

次ぐ位置づけにあることがうかがえるだろう。こうした傾向は、これ以降の増刊号(3号が「受験準備」、7・14号が「受験界」)でも同様である。

4. 第4期における独学情報

1923年[第26巻]から1928年[第31巻]が第4期である。主筆は、30-4までが白石実三、30-5~31-2が長谷川誠也(2度目)、31-3から終刊の31-5までが森下岩太郎である。

この時期、掲載数は減少し、第2期とほぼ同程度の状態となる。具体的には、毎月発行の定期号における独学情報が急減しており、受験関係の増刊号では依然として多くの記事が見られるのと好対照をなす。

独学情報の掲載数が減少したとはいえ、その商品価値を危ぶむかのようにおずおずと出すといった第2期のようなイメージはない。「独学青年職業学生」と銘打った記事、以下に示すように独学者向けの惹句を含む記事が第3期と同様に続いているのである。

- ・26-2;KK生「専検試験三戦記」
- ・26-2;「専検高検案内」
- ・26-2;一早大生「実業学校の受験生諸君へ」
- ・26-13;「苦学実話学生納豆売団」
- ・27-2;湖人生(宇都宮高農)「実業学校卒業後の体験」
- ・27-6;九龍生「小学校卒業生の高文を突破するまで」
- ・27-7;春山順生(文部省専門学務局)「実業学校卒業者の高等学校専門学校受験指針」
- ・28-2;畝津夫「官費学校案内青年処女の入れる通信講習所」
- ・28-2;TS生(商船学校)「独学者の商船校を突破するまで」

ここからすると、第3期のスタイルを維持したまま掲載数のみが縮小したといえる。

さらに第29巻になると、タイトルから苦学関係と判別できる記事が激減する。そして主筆が長谷川に交替する第30巻以降は、ほぼ毎号一本の掲載が確保されるころまで回復する。この点から考えると、掲載数減少は主筆白石の方針であって、後任の長谷川はそれを元に戻そうとしたように思われる。

それにしても、なぜこのように掲載数を減少させたのであろうか。独学者や師範学校・実業学校の卒業生を主な読者と想定した情報の価値が減じたとは思えない。文部省所管の官費学校・検定試験はさらに拡大を続ける時期であり、また「中学校程度」の認定の範囲が拡大を続け^{*9}、したがって中等学歴を持つ者、それと同等の資格を目指して検定試験に挑む者、さらに高

等教育を目指す者の数はいずれも増大を続けている時期なのである。

その時期にあって掲載数を減少させていることから、再び編集方針に迷いが生じている可能性が指摘できる。傍証としては、以下に示すように女子の独学情報が急に掲載され始めることが挙げられる。

- ・28 - 2 ; 畝津夫「官費学校案内青年処女の入れる通信講習所」
- ・28 - 2 ; 「女子専検準備法と女子高等専門学校」
- ・28 - 2 ; 「男女独学者の新活路各種教員検定試験法」
- ・28 - 4 ; 「職業婦人女子苦学生の新活路」
- ・28 - 4 ; 「第一回男女専検の状況を報ず」
- ・29 - 13 ; 「女子の資格検定試験受験法(女子受験欄)」
- ・30 - 8 ; 「本年第二回男女専門学校試験検定問題 / 高等試験令第七条の試験問題」
- ・30 - 14 ; 北山時子「就職しつゝ専検を突破した一女性の手記」
- ・31 - 3 ; 女子受験欄女子専検受験者の為の学校本間良助(岩佐夜間女学校教諭)「働きつゝ専検を受ける人の為に」
古瀬鋭吉(文化夜間校主事)「異色ある本校の受験教育」
- ・31 - 4 ; 中村勝人「短期間で修業出来る女子の職業学校」

従来、女子高等師範学校の入試問題を掲載することはしばしばあったが、それだけでは女子のためであるはいえない。単に官立高等教育機関の入試問題として挑戦してみよという意図だったのかもしれないのだ。

それではなぜ、この時期に編集方針に迷いが生じるのであろうか。考えられることは二点ある。第一に、1924年に実業学校が専検指定(一般指定)を受けたことである。この結果、実業学校の卒業者は中学校卒業者と同等の資格に加え、学科ごとに異なる職業上の資格を獲得するに至った。上級学校進学を考えた場合、高等普通教育の学習時間が短かった憾みはあるものの、これで独学者や師範学校の卒業者と同列ではなくなったといえよう。卒業生の数からして、非正系の進路をとる読者は激減した。さらに1926年には小本正の取得者、1928年には実検の合格者も専検指定を受け、上級学校進学資格を獲得する。中学校卒業者が5年間に費やした学習の時間および質と、実検合格者のそれとを同等と見なせるかどうかは議論のあるところだが、とにかく無資格の独学者がその数を減じ続けたことは確かである。

第二に、この時期は鉄道教習所入所あるいは鉄道員としての採用・昇進のための受験準備雑誌である『鉄

道青年』*¹⁰、普通試験を初めさまざまな文官試験の受験準備雑誌である『受験界』など、専門の受験雑誌が勃興し、興隆を迎えている。『中学世界』のように中学生およびそれと同等な青少年を対象とする総合誌が片手間で扱う受験情報では質量ともに満足できず、それぞれの志望に従って専門化された受験雑誌の世界へと読者は流れていったのではなからうか。

いずれにせよ、この二点は仮説に過ぎない。今後、『中学世界』の内容をさらに分析し、また他の受験雑誌・教育雑誌の内容分析を重ねることで、その正否を確認してゆきたいと思う。

おわりに

以上の考察からすると、雑誌『中学世界』の提供した独学情報について以下の3点が指摘できる。

第一に、独学情報の内容を子細に観察すると、中心は教育情報であって、精神講話がこれに次ぎ、職業情報は稀だということである。すなわち、独学者に対してはさまざまな教育機関や検定試験によって自己を発展させるための情報が繰り返し与えられる一方で、独学を続ける中で自らの内面的な成長を図るための情報や、独学よりもむしろ職業に目を向けるべきだといった情報は与えられなかったといえる。重要なのは夢のための具体的な情報であって、毒にも薬にもならないお説教や、生臭い手に職つける話は不要といったところか。もちろん雑誌の発行も商売である以上、それは独学者が『中学世界』に求めたものの実像と近似なのであろう。

第二に、第1期にはやや無限定に用いられていた感のある「独学」という語は、第2期に入ると「学校化」され、独学は苦学に内包される概念となることである。この時期は中学校令改正によって公立中学校設置数が急速に増加するとともに、専検による「中学校程度」の認定制度が構築され始めた時期に当たる。こうした変化を通じて、中学校卒業程度の学歴資格が急速に一般化・可視化し、これがために独学をするにあたっては「中学校程度」を標準として、それよりどれだけ懸隔があるかを意識して目標を設定するようになったためではないか。

第三に、独学情報の掲載数は時期により相当大きな変動があり、なかでも第3期に大きく増加すること、第4期にはいと再び大きく減少して第2期程度となることが特徴である。この変化の理由については、まず第3期の場合、高資・高検など新たな(そして既存のものより合格水準の低い)検定試験が創設されたり、文部省所管外学校が内容的に充実し、独学の世界に新しい広がりをもたらされる時期に重なっていることが影響しているのではなからうか。

ただし、その理解からすると第4期に入って独学情

報の掲載数が減少した理由の説明がつかないが、今のところは編集方針に迷いが生じた可能性を指摘しておくにとどめる。

以上述べてきたことが『中学世界』以外の他の教育雑誌の記事、ひいては読者の意識にまで一般化できる保証はない。だが、繰り返しになるが、雑誌の発行はあくまでも「商売」である。長寿を誇った雑誌である以上、当時の中学生を初めとする青少年のニーズを的確に捉え続けた可能性は高い。当時の独学者の意識をつかむために、今後はさらに多くの教育雑誌の内容に向かい、そこに現れる独学情報に共通項を見出ししていきたいと思う。

(注)

- * 1 教育ジャーナリズム史研究会編(1994)『教育関係雑誌目次集成』全 期収録雑誌解題』日本図書センター、36ページ。なお、この部分の執筆者は菅原亮芳。
- * 2 具体的には、21 - 5 ; 「学力優等にして学資乏しき青年の進路」、同 ; 「全国奨学資金一覧表」、21 - 4 ; 「若き独学者のための開かれた途」、21 - 28 ; 「男女独学者の新活路各種教員検定試験法」、21 - 30 ; 「中学校を経ず中学校卒業資格を得る法」、21 - 31 ; 「文部省調査に基く独学受験案内」を例示。
- * 3 商船学校は通信省の、水産講習所は農商務省の所管。いずれもその専門性に鑑み、入校と同時に海軍軍籍に編入され、卒業後は海軍予備士官として大佐まで昇進し得た。
- * 4 詳細は、前田一男(1994)『教育週報』と為藤五郎」大空社編『教育週報 解説・総目次・索引』を参照。
- * 5 1889年11月13日法律第29号「徴兵令中改正」によって導入された措置。中等・高等教育を受けた者への特典の一つであるが、後になるとあまりに短いことが批判を受けることとなる。このため、1918年4月1日法律第24号「徴兵令中改正」で1年に延長し、「一年現役兵」となった。しかし、1925年に始まった陸軍現役将校学校配属を受け、教練の検定に合格した者への特典を規定した1926年7月21日勅令第

261号「一年志願兵及一年現役兵服役特例」により、合格していれば概ね5ヶ月で帰休を命ぜられることとなり、再び大幅に短縮された。さらに徴兵令を廃止して制定された1927年4月1日法律第47号「兵役法」では、本則5ヶ月に短縮され「短期現役兵」と改称している。

- * 6 実業教員養成所は、東京帝大農学部に農業教員養成所、東京高商に商業教員養成所、東京高工に工業教員養成所が附設されていた。
- * 7 同種の実業専門学校とは、商業学校からは高等商業学校のみ、工業学校からは高等工業学校のみ、といった進路を指す。これも専検規程による学校指定(専検指定)の一種であるが、受験先が限定されるため、特に「限定指定」とも称した(逆に、制限のないものは「一般指定」)。なお、その限定の範囲は実業専門学校によって区々であり、柔軟なところも厳格なところもあった。例えば、東京外国語学校は商業学校・農業学校から受験可と柔軟である。一方、上田蚕糸専門学校・東京高等蚕糸学校・京都高等蚕業学校は工業学校のうち志望学科と同種または類似の学科の卒業者のみ受験可であった。
- * 8 選科とは、帝国大学の各学部で本科生に欠員が生じた場合に募集するもの。修業年限は本科同様3年だが、卒業しても単に「選科卒業生」であって、学士の称号は受けられない。この制度の眼目は、入学資格が中学校卒業程度であり、入学後でも高検・専検に合格すれば本科生に切り換えられる(従来の在学期間も通算)点にあった。すなわち、理屈通りに進めることができれば、中学校・高等学校を一足飛びにバイパスで通過できるということになる。このため、最終的に帝大を志望する独学者にとっては、理想的な進路の一つと目されていた。
- * 9 詳細は、拙稿「近代日本に於ける「中学校程度」の認定史」北海道大学大学院教育学研究院(2007)『北海道大学大学院教育学研究院紀要』第103号、55~78ページを参照。
- * 10 詳細は、拙稿『鉄道青年』 国鉄若年労働者・志願者にもたらされた教育情報』菅原亮芳編(2008)『受験・進学・学校』学文社、139~178ページを参照。

(2008年9月17日受理)